



群馬労働局の取組 トピックス

(テレワーク・人材確保等支援助成金 (テレワークコース))



発信者 雇用環境・均等室

○群馬労働局の取組をトピックスで紹介します。お役立ち情報を載せていますので、ぜひ貴法人・機関、会員の皆様にもご活用いただけるようお願いいたします。この情報は群馬労働局HP (新着情報) にも掲載しています。

○ご不明な点は、**雇用環境・均等室**までお問い合わせください。(027-896-4739)

① テレワークを有効に活用しましょう!

「**テレワーク**」とは、インターネットなどのICTを活用し自宅などで仕事をする、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方です。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点からも、有効な働き方です。

【テレワークの効果】

企業のメリット

- 非常時に感染リスクを抑えつつ、事業の継続が可能
- 労働者の通勤負担の軽減が図れる
- 優秀な人材の確保や、雇用継続につながった
- 資料の電子化や業務改善の機会となった



労働者のメリット

- 通勤の負担がなくなった
- 外出しなくて済むようになった
- 家族と過ごす時間や趣味の時間が増えた
- 集中力が増して、仕事の効率が良くなった



【費用負担】

労働者に過度の負担が生じることは望ましくありません。費用負担についてはトラブルになりやすいので、労使でよく話し合うことが必要です。

機器購入費

パソコン本体や周辺機器、携帯電話、スマートフォンなどについては、会社から貸与しているケースが多い

通信費

通信回線の使用料等は個人使用と業務使用との切り分けが困難であるため、一定額を会社負担としている例も見られる

消耗品購入費

・文具消耗品は会社が購入したものを使用
・切手や宅配メール便等は事前に配布
・会社宛の宅配便は着払いとするなど

光熱費

頻度により様々。光熱費は、業務使用分との切り分けが困難なため、テレワーク勤務手当に含めて支払う企業の例もみられる

出典：「テレワーク導入のための労務管理等Q&A集」

② 人材確保等支援助成金（テレワークコース）のご案内

良質なテレワークを制度として導入・実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果を上げた**中小企業事業主**を支援します。

テレワーク勤務を、新規に導入する事業主の方及び試行的に導入している、又はしていた事業主の方が対象です。支給要件及び支給額は次のとおりです。詳細は支給要領等をご確認ください。

【①機器等導入助成】

支給要件	支給額
<ul style="list-style-type: none"> ●新たに、テレワークに関する制度を規定した就業規則または労働協約を整備すること ●テレワーク実施計画認定日以降、機器等導入助成の支給申請日までに、助成対象となる取組（下記参照）を1つ以上行うこと ●評価期間（機器等導入助成）における、テレワークに取り組む者として事業主が指定した対象労働者のテレワーク実績が、一定数あること ●テレワークの実施促進について企業トップ等からのメッセージ発信を行うなど、労働者がテレワークを実施しやすい職場風土作りの取組を行う事業主であること 	支給対象経費の 30% ※以下のいずれか低い方の金額が上限額 ・100万円 又は ・20万円×対象労働者数

【②目標達成助成】

支給要件	支給額
<ul style="list-style-type: none"> ●評価期間後1年間の離職率が、計画提出前1年間の離職率以下であること ●評価期間後1年間の離職率が30%以下であること ●評価期間（目標達成助成）に、1回以上テレワークを実施した労働者数が、評価期間（機器等導入助成）初日から1年を経過した日における事業所の労働者数に、計画認定時点における事業所の労働者全体に占める対象労働者の割合を掛け合わせた人数以上であること 	支給対象経費の 20% <35%> （ < > 内は賃金要件を満たした場合に適用） ※以下のいずれか低い方の金額が上限額 ・100万円 又は ・20万円×対象労働者数

助成対象となる取組

- ①就業規則・労働協約・労使協定の作成・変更
- ②外部専門家によるコンサルティング
- ⑤労働者に対する研修
- ③テレワーク用通信機器等の導入・運用
- ④労務管理担当者に対する研修

助成金の支給要件や申請方法等の詳細については、厚生労働省HPをご確認いただくか、最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部（室）へお問い合わせください。

人材確保等支援助成金

検索



厚生労働省HPへはこのQRコードからもアクセス可能です。

③ テレワーク実施のための参考資料

導入マニュアル

テレワークではじめる働き方改革
はじめてテレワークを導入する際のハウツーが
載れた手引き書です。

<https://telework.mhlw.go.jp/wp-content/uploads/2019/12/H28hatarakikatakaku.pdf>

ガイドライン

テレワークの適切な導入及び実施の
推進のためのガイドライン

テレワークにおける適切な労務管理の実施につき、
その留意すべき点を明らかにしたガイドライン。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000766329.pdf>

セキュリティ

テレワークセキュリティガイドライン

テレワークのセキュリティに特化した専門マニュアル。
ひと通り押さえておくと安心です。

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/cybersecurity/telework/

好事例

テレワークを導入した企業の事例集。
中小企業や、テレワークが難しいと考えられている
企業の事例も掲載。

<https://telework.mhlw.go.jp/wp-content/uploads/2020/12/e89b1130e11f0a717e2f87c566261ee.pdf>

▶▶ お問い合わせは、群馬労働局雇用環境・均等室（電話 027-896-4739）まで◀◀

厚生労働省 **群馬労働局 雇用環境・均等室**